

論点に対する回答

分 野	地方公共団体のデジタル化
省 庁 名	経済産業省
論 点	<p>「経営革新計画の申請等手続」分野における手続のデジタル化について、以下の点を御説明願います。</p> <p>① 経済産業省において検討しているデジタル化の概要（対象手続、スケジュールなどを含む）を御説明願います。その際には、概算要求の内容についても御説明ください（手続の業務やデータの流れが分かるポンチ絵の添付をお願いします）。</p> <p>② デジタル化に当たっては、最新のデジタル技術を前提に、事業者等の意見も踏まえ、制度の趣旨に立ち返っての制度及び業務の見直しを徹底することが求められるが、こうした BPR の観点から想定される課題、及び、それらを検討するための体制等について、御説明ください。その際には、少なくとも、添付書類の削減（バックオフィス連携による削減を含む。）について言及願います。</p> <p>③ 利用者目線で使い勝手の良いシステムとする観点からは、以下のような取組が不可欠と考えられます。それぞれの取組について、経済産業省の方針を御説明ください。</p> <p>ア：エンドツーエンドでのデジタル化を図るとともに、相互に関連性のある複数の手続について、一つのオンラインシステムとして構築する等の措置が必要である。検討中のデジタル化が、こうした要請にこたえるものとなっているか。</p> <p>イ：現時点で把握している事業者や地方公共団体等の要望はあるか。また、今後、利用者のニーズ等を把握するために、事業者や地方公共団体等の意見をどのように聴取していくことを予定しているか。</p>

ウ：地方公共団体と事業者との間のインターフェイス（申請項目、様式、形式面での指導内容等）の標準化を進める必要がある。

- ・地方独自の運用（申請項目、様式、添付書類等）等現時点で経済産業省において把握している課題
- ・今後の標準化の取組の予定（地方独自の運用をどのように把握し、どのように標準化を進めていくか）

について御説明ください。

エ：G ビズ ID の導入など使い勝手の良い認証の仕組の導入、外部連携機能（API）の整備等を推進すべきと考えるが、検討状況はいかがか。

- ④ その他、想定される課題があれば、御説明ください。

【回 答】

- ① 事業者は経営革新計画を作成し、都道府県に提出。都道府県は計画内容を審査の上、承認を行う（参考1.（2）参照）。

現状、事業者は経営革新計画を紙ベースで作成・提出し、これを受領した都道府県が同じく紙ベースで審査・承認プロセスを行っているが、これをオンライン・プラットフォーム中心の一体的な手続に変更すべく、今年度中小企業庁において予算を確保し、実証実験を実施している。今後、当該デジタル化に関して、実証実験の結果が判明次第、システム化の要件や必要な予算措置等の検討を具体化していく。システム化に際しては、スマートフォンから申請手続きを行えるようなUI/UXデザインの検討も行う。

本計画は都道府県知事の権限による承認される手続であることから、各都道府県の個別の事情も踏まえ、今年度の実証実験に先行して取り組む都道府県の結果を横展開しながら、デジタル化を推進していく。

- ② 経営革新計画のデジタル化による、形式審査の自動化やポップアップ表示により、事業者からの問合せや形式的なミスを軽減し、スムーズに申請を誘導すること等が期待される。一方、オンライン申請に不慣れな事業者へのサポート方法についても合わせて検討する。

また経営革新計画の策定自体は、事業者にとってビジネスプランを見直し成長するためのプロセスとしての意義を持つことから、都道府県によっては対面でハンズオン支援による計画申請書のブラッシュアップを行っている自治体も存在しており、電子申請に併せてハンズオン支援も電子化するなどの取組を進めることも課題の一つとして認識している。

今年度、申請手続のデジタル化の実証実験を行う予定であり、この中で、申請を行う事業者や承認を行う都道府県の意見を踏まえつつ、実証試験の委託先のシステムに知見を有する民間事業者とともに、デジタル化における課題について、業務等の見直し等の必要性を含め、検討を行い、今年度中にとりまとめる予定。

体制については、経営革新計画を所管する中小企業庁技術・経営革新課、中小企業庁の庁内DX政策を推進するDX室が実証実験に参加する地方自治体と協力して、その必要性等を点検し、削減に向けた検討を進める予定。

なお、経営革新計画の申請にあたっては、申請書の原本及び写しとともに、添付書類として、計画制度の対象となる中小企業者であることや付加価値額の向上等の目標設定の妥当性の確認のため、定款、最近2期間の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表、損益計算書の提出を求めており、2部ずつ提出することとされているが、申請書の提出が電子化され、写しの提出が不要となることにより、添付書類の提出もオンライン・プラットフォームへの登録のみとなる。現時点では、PDFでの添付とすることを予定している。今後、法人情報を電子的・一元的に入手又は融通できる仕組みが整備されれば、経営革新計画の申請にあたっての添付書類の削減やPDF以外の形式の電子的な方法による提出も可能となると考えている。

③ア：利用者の使い勝手の観点からは、省庁のみならず関係機関や地方自治体にも参画いただいた統一的なオンラインシステムの構築は必要不可欠。今回の実証実験等も、そうした考え方に基づくもの。

イ：令和元年度に全都道府県を対象に申請手続の電子化に係る実証実験についての意向調査を実施した結果、「参加したい」と回答した都道府県が1件、「検討したい」と回答した都道府県が20件であった。今年度内も、上記実証実験に参加する都道府県や事業者に、経営革新計画の電子申請化に対する意見をより具体的に聴取する予定。

特に「検討したい」と回答した20の都道府県から、計画策定時において商工会議所等の支援団体と事業者が、様々な資料を参照しながら計画の内容を確認し、計画のブラッシュアップ等を行うというプロセスが電子化に馴染むのかといった懸念や、Web申請ができる環境が整っていない小規模事業者への対応、計画のブラッシュアップを行う支援団体や申請書を受け付ける都道府県自身のシステム環境が整っていないといった課題が挙げられている。中小企業庁として、現在進行中の実証実験の結果も踏まえて、都道府県毎に異なっている手続の電子化に向けたプロセスや、都道府県毎に抱える課題の類型化を進め、20件への円滑な横展開の手法を明確化するなど導入に向けた環境整備の検討を進める。

ウ：申請書については、施行規則を通じて標準化を行っている。また、添付書類についても、施行規則によって定められている定款や損益計算書など共通の資料を提出させている。

経営革新計画の策定自体は事業者にとってビジネスプランを見直し成長するためのプロセスとしての意義を持つことも踏まえ、計画策定のための対面によるハンズオン支援等の独自の支援施策を展開している都道府県も存在する。中企庁としてはこれらの実態を踏まえながら、上記調査事業の中で検証を行い、標準化のための取組について検討を行う予定。

エ：中小企業庁としては「GビズID」の導入やAPI連携の整備も含め、電子申請化に向けたシステムのあり方について検討しているところ。今後、地方公共団体の相互接続ネットワークであるLG-WANのセキュリティ対策の見直しの進捗状況も踏まえ、LG-WANのシステム連携要件の確認も行っていく。

- ④ 都道府県の情報システムの整備の方向性については、総務省において検討が進められていると伺っており、その方向性や具体的な都道府県における情報システムの整備の内容を踏まえた検討が必要と考えている。

(参考)

1. 経営革新計画の概要及び申請等の手続

(1) 経営革新計画の概要

経営革新計画：新商品の開発等を行い、経営の相当程度の向上を図る計画
承認の要件：付加価値額又は一人当たり付加価値額の伸び率が年3%以上、
かつ、給与支給総額の伸び率が年1.5%以上であること等

(2) 経営革新計画の申請等における一般的な手続の流れ

